

令和2年（2020年）4月20日

物品購入等契約の参加事業者の皆様へ

檜山振興局

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う物品購入等契約に係る
取扱いについて

日ごろより、道の物品調達事務について御理解と御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、国において緊急事態宣言がなされ、本道がその対象地域となったことから、物品購入等契約に係る取扱いについては、次のとおりとしますのでお知らせします。

記

- 1 履行延期または履行不能の申出について
受注者は、契約した納入期限内に納入することが困難な場合又は履行が不能な場合は、下記連絡先へ、その旨を申し出てください。
- 2 納入期限の延期について
「履行延期願」の提出をお願いいたします。
- 3 契約解除について
契約の履行が不能であり、受注者から契約の解除の申出があった場合は、双方合意の上、契約の解除を行うものとします。
- 4 違約金等について
2の納入期限の延期及び3の契約解除が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと認められるときは、受注者の責めに帰することができない理由によるものとして、違約金が生じることはなく、また、競争入札参加資格者に係る指名停止の対象とはなりません。
- 5 その他
新型コロナウイルス感染症の拡大等により取引価格、需給の状況、履行期間の長短等が影響を受けている場合には、これらを考慮した適切な予定価格や履行（納入）期限等を設定することとしています。

連絡先 総務課 需品係
T E L 0139-52-6462
F A X 0139-52-1753